

破産法157条の報告書（第2回）（破産者株式会社クレジェンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回の報告書のとおりであり、破産者株式会社クレジェンテ（以下、「クレジェンテ」という。）は、平成22年9月に設立され、「マルチ」商法により化粧品販売事業等を営み、預り商品債務、少人数私募債債務、個別の短期借入債務等があった。
- 2、クレジェンテは、資金繰りが悪化し、令和3年1月ころから私募債や借入金の利息支払を一時停止し、同年6月には東京国税庁の1億7000万円超の滞納処分を受け、同年9月7日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

1、負債の状況

これまでの債権届出書等によれば、クレジェンテの負債は以下の一覧表のとおりであるが、破産配当ができるかどうか未定であるので、いずれも債権認否は留保する。

No.	債権の種類	人数	債権届出金額
1	財団債権（公租公課）	17	209,405,266 円
2	財団債権（労働債権）	13	12,547,707 円
3	財団債権（その他）	3	47,735 円
4	優先的破産債権（公租公課）	3	23,891,160 円
5	優先的破産債権（労働債権）	9	5,033,341 円
6	会員債権	1,099	11,294,732,120 円
7	一般債権	18	36,979,736 円
	合計	1,162	11,582,637,065 円

2、破産財団の状況

クレジェンテの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第2回）」のとおりであり、現在残高は2366万4925円である。

3、第1回債権者集会以降の管財業務の概要

（1）売掛金（クレジットカード代金）等の回収

ア、クレジットカード代金の収納代行会社が、債権者から組戻し請求があること等を理由に代金引渡を留保していたが、交渉の結果、768万円超を回収した。

これにより、クレジェンテの会員が支払済みであったクレジットカード代金（売掛

金)は、全て回収済みとなった。
イ、クレジエンテは、破産前に複数の訴訟等を担当していた弁護士に対し、預け金があったため、その預け金34万円超を回収した。

(2) 化粧品製造会社との交渉

ア、クレジエンテが化粧品製造を委託していた製薬会社(福岡県福岡市)が、同社に大量の化粧品や原材料が残されていたことを利用して、クレジエンテの破産後に、無断で、クレジエンテの一部会員に対し、その化粧品を販売したという事案が判明した(クレジエンテの会員名簿が不正に流出したということではない)。
イ、同化粧品には、クレジエンテの名称や商標等の記載があり、商標権や名称の無断使用であることから、当職は、違法な販売行為の中止と損害賠償を請求している。
ウ、同社は、販売を中止することは約束したものの、その他の事後処理について相手方代理人弁護士も含めて協議中である。

(3) 芦屋不動産の売買代金1億8400万円の回収状況

ア、クレジエンテは、芦屋市の不動産を3.3億円で売却し、令和3年8月に残代金2億円を受領した(これは第三者に対する時価相当額の売却であると思われる)。
しかし、代表者等によれば、その後に、太陽光発電事業を謳う会社に対し、同金員から出資金及び紹介料名目で合計1億8400万円を支払ったとのことであった。
イ、当職は、裁判所の許可を得て、この支払先である会社、代表者及び仲介者に対し、一連の「詐欺による共同不法行為」であるとして損害賠償請求訴訟を提起し、勝訴判決を得て、同判決は確定した。ただし、相手方会社らは所在不明である。
ウ、次に、弁護士会照会による金融機関の全店調査で相手方等の預金口座の有無を調査し、預金差押をしたが、残高は僅少であり回収できなかった。今後は、相手方等に対する刑事告訴も行いたい、相手方等が所在不明であり、回収は困難である。
エ、次に、このような不当な支出をした者の経営責任その他の責任の追及を検討した。
まず、クレジエンテの現代表取締役に対し、取締役の会社に対する責任に基づき1億8400万円の損害賠償請求をした。同人によれば、多額の金員の返済能力には問題があるとのことであり、その対応を交渉中である。
また、このような不当な支出につき、中心的な役割を担ったその他の関係者に対する責任の追及も検討する。

(4) クレジエンテの役員の責任

ア、前代表取締役に対する貸付金9億9149万円等の回収
第1回の報告書のとおり、クレジエンテは、前代表取締役に対し、①9億円超の貸付金、②6億円超の役員報酬、③10億円超の最上位会員ボーナス、等の総額26億円超の不当利得に基づく返還請求権を有していると思われ、当職は、その返還請求をしている。
これに対し、前代表取締役は、一定の返還義務を認めるも、経済的に破綻しており

返済する資力が無いとのことであった。そして、破産する費用も乏しいとのことであるが、何らかの解決を図り金員の流れ等を明らかにしたい。

イ、現代表取締役に対する請求

前項のとおり、当職は、現代表取締役に対し、不当に支出した１億８４００万円の損害賠償請求をしているが、同人も多額の金員の返済能力には問題があるとのことなので、何らかの解決を図ることを交渉中である。

(５) 国税等の還付その他

ア、消費税等の還付

第１回の報告書のとおり、破産直前期の消費税等の還付請求をしたが、税務署から支払消費税等の実態を調査させるよう指示があり、現時点では還付未了である。

イ、源泉所得税等の還付

いわゆる「豊田商事事件」のように、クレジエンテの商法の仕組み自体が詐欺であり公序良俗違反である等として、役員らに支払った①役員報酬、②上位会員のボーナス等の受領が無効であるとし不当利得返還請求をすること、また、これに伴いクレジエンテが役員報酬等から源泉徴収をし、既に税務署に納付済みの源泉所得税等の還付を求めること、等の方策も検討の余地がある。

ただし、上記の②上位会員のボーナスについて、役員は、その所有法人名義で受領しているようであり、源泉所得税等が控除されていないので還付請求ができない。また、国税の財団債権は約２億円超もあるため、還付請求額が２億円を超えないと財団の増殖につながらない可能性がある。さらに、クレジエンテの商法自体が公序良俗違反であると立証できるかどうか、等については検討を要する。

第３ 損害賠償の査定の裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

- １、前代表取締役に対する債権の回収状況は、上記のとおりである。
- ２、現代表取締役に対する損害賠償請求については、上記のとおりである。

第４ 今後の破産手続の方針

１、破産手続の続行

破産手続を続行し、①芦屋の不動産の売却代金１億８４００万円の回収、②前代表取締役及び現代表取締役に対する債権の回収、責任追及、③製薬会社との交渉、④源泉所得税等の還付等の調整、⑤その他の資産の調査回収、等を進めたい。

２、破産配当の有無

今後、どの程度の資産を回収できるのかは未定であるが、財団債権が２億２２００万０７０８円と多額なので、破産配当は難しい見込みである。

３、ホームページによる情報提供

クレジエンテのホームページにおいて、今後も情報提供をする見込みである。

(以上)

財産目録及び収支計算書(第2回)(破産者株式会社クレジェンテ)

令和3年(フ)第5406号
破産者 株式会社クレジェンテ
破産管財人 弁護士岡田隆

資産部分 開始決定日(令和3年9月7日)現在
収支計算部分 開始決定日 ~ 令和4年6月28日

資産及び収入の部

単位:円

番号	科目	申立時簿価	収入	備考
1	現金	7,000,000	7,000,000	引継予納金(令和3年9月15日引継)
		-	7,233	小口現金
2	預貯金	515,490	789,948	ゆうちょ銀行336,407円, みずほ銀行453,541円
3	仮差押済み預金	2,141,200	2,141,204	みずほ銀行預金の仮差押取下により回収。
4	売掛金	7,849,863	105,380	商品代金収納代行会社に対する売掛金を回収。
			7,681,795	カード代金収納代行会社に対する未収金7,744,483円からチャージバック分等を差し引いた7,681,795円を回収。
5	在庫商品	28,314,555	1,600,000	大阪倉庫の商品等を令和3年12月22日付及び令和4年1月25日付許可を得て売却済み。
			5,520,240	化粧品定期購入につき双方未履行債務の履行を選択。648名の顧客の自動振替金(諸費用を控除)を回収。
			0	製菓会社が破産会社の商標商品を有して調整中。
6	貸付金	1,082,235,227	0	前代表取締役に対する貸付金その他がある。
7	什器備品	11,214,333	0	本社建物とともに明渡済み
8	自動車	11,013,991	640,000	アルファード1台が売却済みであったが, 対抗要件が未具備で令和3年9月14日付許可を得て和解し, 回収済み。
			1,077,226	レクサス1台につき, 割賦債権者が売却し, 割賦金と相殺後の残金を回収済み。
9	敷金・保証金	47,524,600	0	本社(中央区銀座)の敷金(46,671,000円)は原状回復費用等と相殺された。
			12,000	山形県米沢市の賃借物件の敷金(100,000円)は原状回復後の残金12,000円を回収済み。
			0	茨城県水戸市の賃借物件の敷金(753,000円)は原状回復費用と相殺済み。
10	出資金(不動産代金)	184,000,000	0	芦屋市不動産の売却代金を出資したとの説明。詐欺との訴訟を提起し、勝訴・差押するも回収困難。
11	供託金	5,200,000	0	前代表取締役に対する預金仮差押の供託金
12	その他	-	250,800	商品の売却代金とは別に搬出費用を回収
13	消費税等還付金	-	0	消費税等還付金19,839,067円は未払源泉税等に充当。
14	弁護士預け金	349,462	349,132	破産前に訴訟等を担当した弁護士の預け金の回収
15	預金利息	-	44	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		1,387,358,721	27,175,002	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	通信費, 交通費, 事務費	370,323	通信, 交通費, ホームページ費用, 照会請求費用, その他事務費
2	訴訟等費用	598,551	太陽光発電を謳う会社に対する損害賠償請求訴訟、強制執行
3	財団債権弁済(撤去費, 税理士報酬等)	1,230,350	動産撤去費, 商品発送費, 税理士費用等
4	財団債権弁済(双方未履行債務の履行)	1,310,853	化粧品定期購入サービスの一部商品の仕入発送費
支出合計		3,510,077	

現在財団残高 23,664,925

公租公課

財団債権209,405,266円(17名, 消費税, 源泉所得税, 特別徴収税, 社会保険料, 労働保険料等), 及び優先的破産債権23,891,160円(3名, 法人都民税, 社会保険料等)等。その他は別紙のとおり。

破産法157条の報告事項

- 破産手続開始の決定に至った事情 ☐ 破産手続開始申立書記載のとおり ☒ 破産手続開始申立書に付加する点は(別紙のとおり)
- 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 ☐ 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり ☒ その他(別紙のとおり)
- 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無 ☐ 無 ☐ 有(内容) ☒ その他(別紙のとおり)

(作成日＝令和4年6月28日現在)

【破産】貸借対照表(第2回)(破産者株式会社クレジエンテ)

資産の部			負債の部			(単位:円)
番号	科目	評価額＝財団 組入額	番号	科目	評価額	
1	現金(引継予納金)	7,007,233	1	財団債権(公租公課)	209,405,266	
2	預貯金	789,948	2	財団債権(労働債権)	12,547,707	
3	仮差押済み預金	2,141,204	3	財団債権(その他)	47,735	
4	売掛金	7,787,175	4	優先的破産債権(公租公課)	23,891,160	
5	在庫商品	7,120,240	5	優先的破産債権(労働債権)	5,033,341	
6	貸付金	0	6	会員債権	11,294,732,120	
7	什器備品	0	7	一般債権	36,979,736	
8	自動車	1,717,226				
9	敷金・保証金	12,000				
10	出資金(不動産代金)	0				
11	供託金	0				
12	その他	250,800				
13	消費税等還付金	0				
14	預け金	349,132				
15	預金利息	44				
	資産合計	27,175,002		負債合計	11,582,637,065	

差引 資産不足額 ▲ 11,555,462,063 ※負債は認否を留保する。

破産法157条の報告書（第2回）（破産者株式会社ジェナル）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回の報告書のとおりであり、破産者株式会社ジェナル（以下、「ジェナル」という。）は平成31年4月に設立され、病院の一般事務等を受託し運営をしてきた。
- 2、ジェナルは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し金員を集め、クレジエンテに対し貸し付けており、その貸付金は2億9531万円に及ぶ。
クレジエンテが破産して貸付金の回収が不能となり、ジェナルは、令和3年10月20日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ジェナルの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載額等
1	財団債権（公租公課）	2	5,048,940 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	2,314,808 円
3	社債債権	79	268,300,000 円
4	一般債権	5	38,623,563 円
	合計	87	314,287,311 円

- 2、ジェナルの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第2回）」のとおりであり、現在残高は361万8794円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。

ただし、クレジエンテからの破産配当が無いとすると、ジェナルの破産配当も難しい見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第2回)(破産者株式会社ジェナル)

令和3年(フ)第6220号

破産者 株式会社ジェナル

破産管財人 弁護士岡田隆

資産部分

開始決定日(令和3年10月20日)現在

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和4年6月28日

資 産 及 び 収 入 の 部

(単位:円)

番号	科 目	簿 価	収 入	備 考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月1日引継)
2	預貯金	7,737	2,897	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収した。
3	売掛金	12,308,834	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	299,700,000	0	クレジエンテへの貸付金295,310,000円は回収可能性は乏しい。医療法人への貸付金4,390,000円は譲渡担保実行済みとされる。
5	差入保証金	2,722,500	1,143,832	本社の敷金につき、原状回復費と相殺後の残金を回収。
6	預金利息	-	9	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		317,239,071	3,646,738	

支 出 の 部

番号	科 目	金 額	備 考
1	通信費、交通費、事務費	27,944	通知発送、交通費
支 出 合 計		27,944	

現在財団残高 3,618,794

公 租 公 課

財団債権5,048,940円(2名、源泉所得税、都民税等)、及び優先的破産債権2,314,808円(1名、源泉所得税等)。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 ☐ 破産手続開始申立書記載のとおり ☒ 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 ☐ 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり ☒ その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) ☐ 無 ☐ 有 (内容) ☒ その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第2回）（株式会社ラディアンテ）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回の報告書のとおりであり、破産者株式会社ラディアンテ（以下、「ラディアンテ」という。）は平成29年6月に設立され、何も事業を行っていなかった。
- 2、ラディアンテは、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また、個別に短期借入をして金員を集め、それをクレジエンテに対し貸し付けており、その貸付金は3億8500万円に及ぶ。

クレジエンテが破産して貸付金の回収が不能となり、ラディアンテは、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、ラディアンテの負債額は以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	3	8,521,368 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	6,533,600 円
3	社債債権，借入金債権	89	389,040,000 円
4	一般債権	1	10,934 円
	合計	94	404,105,902 円

- 2、ラディアンテの破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第2回）」のとおりであり、現在残高は249万3329円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。

ただし、クレジエンテの配当が無いとなると、ラディアンテの破産配当も難しい見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第2回)(破産者株式会社ラディアンテ)

令和3年(フ)第6490号

破産者 株式会社ラディアンテ

資産部分

開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和4年6月28日

資 産 及 び 収 入 の 部

番号	科 目	簿 価	収 入	備 考
1	現金	2,500,000	2,500,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	16,397	7,587	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	3,868,560	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	在庫商品	30,000,000	0	クレジエンテから購入した商品。商品は未受領であり回収可能性は乏しい。
5	貸付金	385,790,000	0	クレジエンテへの貸付金385,000,000円とジェナルへの貸付金790,000円であるが、回収可能性は乏しい。
6	預金利息	-	6	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		422,174,957	2,507,593	

支 出 の 部

番号	科 目	金 額	備 考
1	通信費, 交通費, 事務費	14,264	通知発送, 交通費
支 出 合 計		14,264	

現在財団残高 2,493,329

公 租 公 課

財団債権8,521,368円(3名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権6,533,600円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)等。

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 ☐ 破産手続開始申立書記載のとおり ☒ 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 ☐ 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり ☒ その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) ☐ 無 ☐ 有(内容) ☒ その他(別紙のとおり)

破産法157条の報告書（第2回）（破産者株式会社蔵皇）

第1 破産手続開始に至った事情

- 1、詳細は第1回の報告書のとおりであり、破産者株式会社蔵皇（以下、「蔵皇」という。）は、平成20年9月に設立され、化粧品等の販売を業としていた。
- 2、蔵皇は、クレジエンテの会員に対し少人数私募債を発行し、また、個別に短期借入をして金員を集め、それをクレジエンテに貸し付けており、その貸付金は7億6228万円に及ぶ。

クレジエンテが破産して貸付金の回収が不能となり、蔵皇は、令和3年11月1日午後5時に破産手続開始決定を受けた。

第2 破産会社及び破産財団に関する経過及び現状

- 1、破産債権届出は留保されているところ、破産手続開始申立書によれば、蔵皇の負債額は、以下の一覧表のとおりである。

No.	債権の種類	人数	申立書記載金額等
1	財団債権（公租公課）	4	19,667,233 円
2	優先的破産債権（公租公課）	1	11,202,224 円
3	社債債権，借入金債権	154	717,700,000 円
4	一般債権	2	36,534 円
	合計	161	748,605,991 円

- 2、蔵皇の破産財団は、別紙「財産目録及び収支計算書（第2回）」のとおりであり、現在残高は306万7531円である。

第3 損害賠償の査定、裁判その他保全処分を必要とする事情の有無

現代表取締役に対する損害賠償の査定その他については、更に検討を要する。

第4 今後の破産手続の方針

クレジエンテに対する貸付金等の回収が未確定なので破産手続を続行する。
ただし、クレジエンテの配当が無いとなると、蔵皇の破産配当も難しい見込みである。

（以上）

財産目録及び収支計算書(第2回)(破産者株式会社蔵皇)

令和3年(フ)第6491号

破産者 株式会社蔵皇

資産部分

開始決定日(令和3年11月1日)現在

破産管財人 弁護士岡田隆

収支計算部分

開始決定日 ~ 令和4年6月28日 (単位:円)

資 産 及 び 収 入 の 部

番号	科 目	簿 価	収 入	備 考
1	現金	2,500,000	3,000,000	引継予納金(令和3年11月12日引継)
2	預貯金	101,034	89,828	一部反対債権(手数料債権等)と相殺されている。預金残高を回収。
3	売掛金	30,896,664	0	クレジエンテに対する業務委託費等。同社は破産しており回収可能性は乏しい。
4	貸付金	762,282,484	0	クレジエンテに対する貸付金295,310,000円(金額相違)は回収可能性は乏しい。
5	預金利息	-	7	破産管財人預金口座の利息
資産及び収入合計		795,780,182	3,089,835	

支 出 の 部

番号	科 目	金 額	備 考
1	通信費, 交通費, 事務費	22,304	通知発送, 交通費等
支 出 合 計		22,304	

現在財団残高 3,067,531

公 租 公 課

財団債権19,667,233円(4名, 消費税, 法人税, 源泉所得税等の合計額), 及び優先的破産債権11,202,224円(1名, 消費税, 源泉所得税等の合計額)

破産法157条の報告事項

- 1 破産手続開始の決定に至った事情 ☐ 破産手続開始申立書記載のとおり ☒ 破産手続開始申立書に付加する点は次のとおり(別紙のとおり)
- 2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況 ☐ 破産手続開始申立書及び財産目録記載のとおり ☒ その他(別紙のとおり)
- 3 損害賠償請求権の査定の裁判, その保全処分を必要とする事情の有無(破産者が法人の場合に限る。) ☐ 無 ☐ 有(内容) ☒ その他(別紙のとおり)